

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和元年10月18日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 協同組合宮古市魚菜市场
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮古市魚菜市场 宮古市五月町1番1号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 荷さばき施設の面積
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間
- (4) 変更する年月日
 - ア 令和2年6月10日
 - イ 令和2年6月10日
 - ウ 平成23年4月1日

2 届出年月日 令和元年9月24日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所